

令和4年度 海老名市防災会議次第

日時 令和5年2月20日（月）

午前10時から

会場 海老名市役所6階 全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 議 題

(1) 海老名市地域防災計画の修正について【決定事項】

(2) 自治会の地区防災計画について【承認事項】

(3) 市の防災への取り組みについて【報告事項】

5 その他

6 閉 会

《会議資料》

①令和4年度 海老名市防災会議次第

②令和4年度 海老名市防災会議出席者名簿

③令和4年度 海老名市防災会議席次表

④資料1 海老名市地域防災計画の修正について

⑤資料2 自治会の地区防災計画について

⑥資料3 市の防災への取り組みについて

⑦海老名市地域防災計画（本編・資料編）

⑧防災ガイドブック

令和4年度 海老名市防災会議出席者名簿

日時 令和5年2月20日(月) 午前10時から
場所 海老名市役所6階 全員協議会室

No.	役職名	防災関係機関(選出母体)	職	氏名	備考
1	会長	海老名市	市長	内野 優	【出席】
2	委員	関東地方整備局 横浜国道事務所 厚木出張所	所長	岡村 隆行	【欠席】
3	委員	関東農政局 神奈川県拠点	総括農政推進官	沼澤 徳	【出席】
4	委員	神奈川県厚木土木事務所 東部センター	所長	齋藤 貴	【欠席】
5	委員	神奈川県県央地域県政総合センター	所長	池田 雅男	【出席】
6	委員	神奈川県企業庁 海老名水道営業所	所長	永井 さゆり	【出席】
7	委員	神奈川県厚木保健福祉事務所	所長	佐々木 つぐ巳	【欠席】
8	委員	神奈川県海老名警察署	署長	下山 幸男	【出席】
9	委員	海老名市議会	議長	宇田川 希	【出席】
10	委員	海老名市	副市長	萩原 圭一	【出席】
11	委員	海老名市	副市長	柳田 理恵	【出席】
12	委員	海老名市	理事兼市長室長	江成立 夫	【出席】
13	委員	海老名市教育委員会	教育長	伊藤 文康	【出席】
14	委員	海老名市消防本部	消防長	青木 利行	【出席】
15	委員	海老名市消防団	団長	高堰 徹	【出席】
16	委員	東日本電信電話株式会社 神奈川事業所 神奈川西支店	支店長	牧野 元拓	【出席】
17	委員	東日本旅客鉄道株式会社	海老名駅長	佐藤 正行	【欠席】
18	委員	東京ガスネットワーク株式会社 神奈川西支店	支店長	香川 健	【代理】浪瀬 洋一
19	委員	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社	支社長	山口 剛	【代理】内藤 千春
20	委員	日本郵便株式会社 海老名郵便局	主任	西崎 康之	【出席】
21	委員	小田急電鉄株式会社	海老名駅長	瀬戸 剛	【欠席】
22	委員	相模鉄道株式会社	海老名管区長	山本 光則	【出席】
23	委員	海老名市自治会連絡協議会	副会長	荒川 勇	【出席】
24	委員	一般社団法人 海老名市医師会	会長	高橋 裕一郎	【欠席】
25	委員	海老名市歯科医師会	会長	鈴木 彰	【代理】盛田 健司
26	委員	海老名市薬剤師会	会長	青木 茂昌	【代理】飯田 謡子
27	委員	県央LPガス協会 海老名部会	部会長	澁谷 和正	【出席】
28	委員	海老名市危険物安全推進協議会	会長	杉崎 久之	【出席】
29	委員	海老名災害ボランティアネットワーク	副代表	三宅 良子	【出席】
30	委員	海老名市赤十字奉仕団	委員長	田邊 昌子	【出席】
31	委員	陸上自衛隊 座間駐屯地 第4施設群	群長	本多 健二	【代理】長島 将貴
32	委員	海上自衛隊 厚木航空基地 厚木航空基地隊	司令	袴田 重征	【代理】飯野 俊一

<事務局>

No.	所属	職	氏名	備考
1	海老名市市長室	危機管理担当部長	村上 順一	
2	海老名市市長室	次長	澤田 英之	
3	海老名市市長室危機管理課	課長	早野 文雄	
4	海老名市市長室危機管理課危機管理係	係長	志村 政憲	
5	海老名市市長室危機管理課危機対策係	係長	中根 啓太	
6	海老名市市長室危機管理課危機管理係	主幹	高田 正道	
7	海老名市市長室危機管理課危機管理係	副主幹	林 太郎	
8	海老名市市長室危機管理課危機管理係	主事補	川崎 由稀	

海老名市地域防災計画の修正について

1 主な修正点

今回の「海老名市地域防災計画」の修正に当たり、上位計画である「防災基本計画」及び「神奈川県地域防災計画」の改定を踏まえ、大きな修正点は次の(1)から(4)に掲げる4点となります。

(1) 近年行われた国の法令改正を踏まえた修正

ア 災害救助法適用可能条件

災害救助法の改正（令和3年5月）により、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、災害救助法の適用が可能となった旨を追加しました。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第3章－第20節「災害救助実施体制の充実」

風水害等災害対策計画－第2編－第2章－第19節「災害救助実施体制の充実」

イ 避難情報の名称等

災害対策基本法の改正（令和3年5月）を踏まえ、これまで、警戒レベル4には、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2段階から、「避難指示」に1本化するなど、避難情報の名称等の修正を図りました。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第4章－第3節－第1項「避難情報等」

風水害等災害対策計画－第2編－第3章－第6節－第1項「避難情報等」ほか

(2) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正

ア 複合災害への対応

令和2年春から続く新型コロナウイルス感染拡大により、感染症と自然災害との複合災害への対応が新たな課題になっているため、今回のコロナ禍における災害対応の経験を今後の災害対策強化に繋げる必要があることを追加しました。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第3章「地震災害時応急活動事前対策の充実」

風水害等災害対策計画－第2編－第2章「風水害時応急活動事前対策の充実」

イ 避難所における感染症対策

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じること等について追加しました。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第3章－第5節－第14項「感染症対策」
風水害等災害対策計画－第2編－第2章－第5節－第15項「感染症対策」

(3) 令和3年7月における熱海市の土砂災害を踏まえた修正

● 盛土の安全性

市は、盛土による災害防止のため、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、盛土の安全性を把握する調査を進め、土砂の撤去や崩落防止の必要性について検証することを追加しました。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第2章－第1節－第8項「盛土の安全性」
風水害等災害対策計画－第2編－第1章－第1節－第6項「盛土の安全性」

(4) 防災・減災におけるDXの推進に努めることについて修正

● 防災・減災におけるDXの推進

災害情報収集や避難対策など災害対応におけるAIやデジタル技術の活用等、防災・減災におけるDXの推進に努めることを追加しました。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第3章－第1節「地震災害時情報の収集・提供体制の拡充」
風水害等災害対策計画－第2編－第2章－第1節「風水害時情報の収集・提供体制の拡充」

(5) その他の修正（ペットの受け入れ）

市は、大規模地震（風水害）等災害当初におけるペットの受け入れについて、開設する全ての避難所で受け入れ、その後、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット避難所として運営することを基本とする旨を追加しました。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第4章－第3節－第9項「ペット対策」
風水害等災害対策計画－第2編－第2章－第5節－第12項「ペット対策」

2 意見照会結果

(1) 関係機関意見照会

ア 提出意見

18件

イ 意見内容

○神奈川県厚木土木事務所東部センター

番号	地・風	編	章	節	項	頁	意見	対応
1	地・風	2	2	5	1	37 191	区域数は、告示図書を確認のうえ、時点修正をしてください。また、資料も同様に時点修正をしてください。なお、斜面数は告示内容ではありませんので、削除してください。	区域数は、指摘のとおり時点修正します。なお、斜面数については、告示内容ではありませんが、本市としては記載する方向で考えています。
2	風	2	1	1	3	187	県が作成している河川洪水時の区域は、『氾濫想定区域』ではなく「洪水浸水想定区域」ですので、必要に応じて修正してください。	ご指摘のとおり修正します。
3	風	2	1	2	3	188	『(1)県は、…また、その他の河川についても…』と記載がありますが、「その他の河川」とは、どの県管理河川を指しているのかお示してください。	ご指摘の箇所については、該当する河川がないので、『また、その他の河川についても』以降は削除します。
4	風	2	1	6	3	191	『横浜地方気象台と県は合同で土砂災害警戒情報を発表される』とありますが、「気象台と県が合同で発表する」という趣旨の記載が良いと思いますので、必要に応じて修正してください	当該箇所は、令和4年5月19日危管第1188号通知にて、神奈川県防災会議からの指導により修正済みのため、既存標記のままとします。
5	風	2	3	1	4	244	『(2)…監視基準に達すると予想されたとき…』、『(3)…ただし、無降雨状態が…解除する。』と記載がありますが、要領にそのような記載はありませんので修正してください。	上位計画の「神奈川県地域防災計画」には、その旨の記載があることから、既存標記のままとします。

6	風	2	3	3	5	257	『(1)』及び『※13』について、洪水予報と水防警報が混同していますので、適切に修正してください。	『※13』の内容を適切に修正します。
7	風	2	3	3	5	258	『(3)水防警報の種類、内容及び発表基準』の表の中で、「消防機関」と「水防機関」が混在しています。必要に応じて修正してください。	ご指摘の箇所は「消防機関」に統一します。

○神奈川県県央地域県政総合センター

番号	地・風	編	章	節	項	頁	意見	対応
1	風	2	3	1	1	241	「安全防災局」を「くらし安全防災局」に修正する。	ご指摘のとおり修正します。
2	風	2	3	1	1 (1)	242	令和4年11月7日横浜気防災第67号を反映し、大雨警報（土砂災害）、大雨注意報発表基準の土壌雨量指数を修正する。	ご指摘のとおり、土壌雨量指数基準162から137に修正します。

○東京ガスネットワーク株式会社神奈川西支店

番号	地・風	編	章	節	項	頁	意見	対応
1	地		1	4	4	29	(4) 指定公共機関 ク 東京ガス株式会社 → 東京ガスネットワーク株式会社 (ア) ガス施設の機能確保 → ガス供給施設の耐震整備 (イ) ガス施設の応急復旧 → 災害時における都市ガスの供給の確保 (ウ) 追加 → ガス供給施設の被害調査及び復旧	ご指摘のとおり修正します。
2	地		4	9	4	135	(1) 東京ガス株式会社は、～ → 東京ガスネットワーク株式会社は、～ (2) 東京ガス株式会社は、～	ご指摘のとおり修正します。

							<p>→ 東京ガスネットワーク株式会社は、応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、地震災害発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害発生の防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。</p> <p>(3) 東京ガス株式会社は、～ → 東京ガスネットワーク株式会社は、～</p> <p>(4) 東京ガス株式会社は、～ → 東京ガスネットワーク株式会社は、～</p> <p>(5) 東京ガス株式会社では、ガス製造・供給装置の耐震性強化を～ → 東京ガスネットワーク株式会社では、供給装置の耐震性強化を～</p>	
3	風	1	3	3	4	183	<p>(8) 東京ガス株式会社 → 東京ガスネットワーク株式会社 ア 安全広報 → 災害時における都市ガスの供給の確保 イ ガス施設の応急復旧 → ガス供給施設の被害調査及び復旧</p>	ご指摘のとおり修正します。
4	風	2	3	12	4	288	<p>(1) 東京ガス株式会社は、～ → 東京ガスネットワーク株式会社は、～</p> <p>(2) 東京ガス株式会社は、～ → 東京ガスネットワーク株式会社は、応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、風水害被害発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検</p>	ご指摘のとおり修正します。

							<p>を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害発生防止の防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。</p> <p>(3) 東京ガス株式会社は、～ → 東京ガスネットワーク株式会社は、～</p> <p>(4) 東京ガス株式会社は、～ → 東京ガスネットワーク株式会社は、～</p>	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

○東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社

番号	地・風	編	章	節	項	頁	意見	対応
1	地		4	9	3	135	(2) 感電事故及び漏電による出火の防止、電力施設の被害状況、復旧予定等について <u>インターネット</u> 、各報道機関、広報車、防災行政無線局同報系無線設備等を通じて広報する。	ご指摘のとおり追記します。
2	地		4	9	3	135	(4) イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図る。い、その他調達可能な運搬手段により行う。	ご指摘のとおり修正します。
3	風	2	3	12	3	288	(2) 感電事故及び漏電による出火の防止、電力施設の被害状況、復旧予定等について <u>インターネット</u> 、各報道機関、広報車、防災行政無線局同報系無線設備等を通じて広報する。	ご指摘のとおり追記します。

4	風	2	3	12	3	288	(4) イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は、他業者及び他総支社の協力を得て輸送力の確保を図る。い、その他調達可能な運搬手段により行う。	ご指摘のとおり修正します。
---	---	---	---	----	---	-----	--	---------------

○海老名災害ボランティアネットワーク

番号	地・風	編	章	節	項	頁	意見	対応
1	地・風	2	3 ・ 2	17 ・ 16		84 ・ 234	地震災害対策計画、風水害等災害対策計画で整合を図る必要があると思います。	ご指摘の箇所については、地震は予測不可能で、風水害は予測可能であることを踏まえた記載となっていると認識しています。しかし、当該箇所は改めて検討する必要性もあるため、今後において、関係機関と調整しながら修正します。

(2) パブリックコメント

ア 実施時期

令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで

イ 提出意見

0件

自治会の地区防災計画について

1 地区防災計画とは

地区防災計画とは、地域コミュニティの共助による防災活動を推進する観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する内容を取りまとめたものです。

【掲載箇所】地震災害対策計画－第3章－第16節－第1項「市民への周知等」
風水害等災害対策計画－第2編－第2章－第15節「自主防災活動の拡充強化」
資料編－資料2－22（作成自治会一覧表を掲載）

2 今回新たに地区防災計画を作成した自治会

- (1) 上今泉二丁目自治会
- (2) 浜田自治会
- (3) 国分寺台4丁目自治会
- (4) 勝瀬自治会

3 地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

国が作成した「地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）」では、2つの手法が記載されています。

- (1) 防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として地域防災計画に規定する。
- (2) 地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けた防災会議が、地域防災計画に地区防災計画を定める。



本市では、(2)の手法で規定したいと考えています。

4 意見照会結果

(1) 関係機関意見照会

ア 提出意見

1件

イ 意見内容

○神奈川県企業庁海老名水道営業所

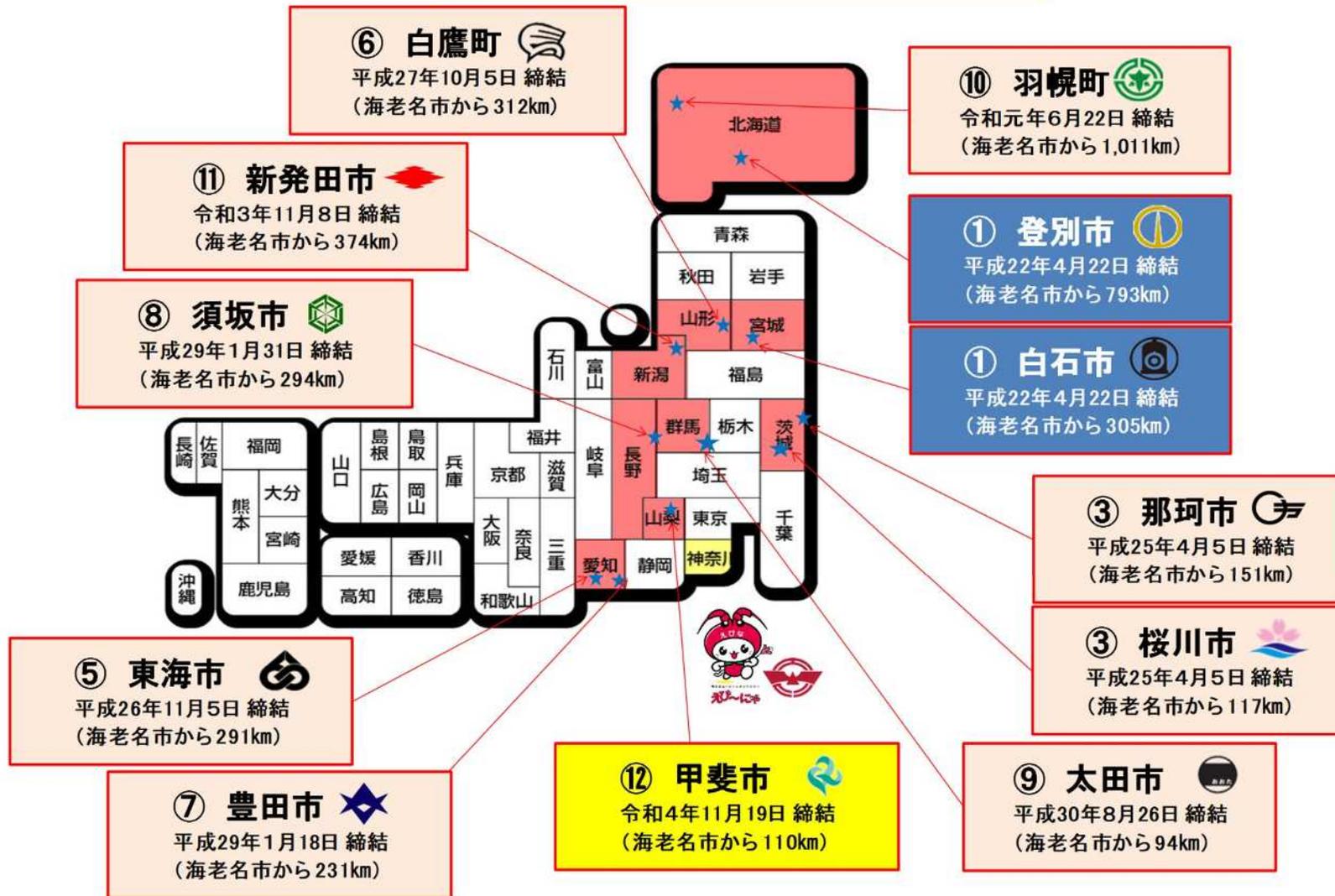
番号	自治会名	意見	対応
1	各自治会共通	<p>近年、風水害の発生時には、広域的に停電が起きることが多く、それに伴い広範囲に断水が発生する例が増えております。配水施設に損傷等がなくても、建物の状況によっては、停電に伴い給水が困難となり、一定期間断水が生じることもあり得ます。</p> <p>そのような状況に備え、飲料水の確保等に加え、地区の状況に応じ、非常用発電機の定期的な点検や緊急時の運用方法の確認などを位置づけるとともに、高層住宅がある場合は、停電時における上層階の住民への飲料水等の確保方法（例：各階ごとに備蓄しておく）などについて、定めておいていただくことが望ましい、と考えます。</p>	<p>ご意見につきましては、市自治会連絡協議会の防災部会等を通して、情報提供させていただきたいと考えています。</p>

市の防災への取り組みについて (1/2)

資料3

(1) 災害時における相互応援に関する協定について

災害時における相互応援都市一覧



※図内の番号は、締結した順番になっています。

市の防災への取り組みについて (2/2)

(2) ペット避難について

避難所開設訓練を実施しました

○実施日 令和4年8月27日(土)～同年9月4日(日)

○場所 避難所予定施設(全32施設)

○目的

- ①感染症を踏まえた有症状者の受け入れ対応要領の習得
- ②**ペット**の受け入れ対応要領の習得

